

両立支援制度の概要

全ての職員が、自分の生活を大事にしながら、生き生きと働き続けられるよう、それぞれの状況に応じて、両立支援制度が用意されています。

妊娠・出産

◇深夜勤務及び時間外勤務の制限

妊産婦である場合、深夜(午後10時から午前5時)勤務及び時間外勤務を制限することができます。

◇健康診査及び保健指導のための職務専念義務免除

妊産婦が、健康診査及び保健指導の受診のために勤務しないことが認められます。

◇業務軽減等

妊産婦である場合、業務の軽減又は他の軽易な業務に就くことができます。

◇通勤緩和

通勤時の混雑が妊娠中の職員の負担になる場合、1日につき1時間以内で勤務しないことが認められます。

◇休息、補食のための職務専念義務免除

妊娠中の職員が母体保持等のために休息又は補食するために必要な時間勤務しないことが認められます。

◇産前・産後休暇

産前6週間前から出産の日までは休暇を取ることができます。
出産の翌日から原則として8週間は休暇を取ることになります。

◆配偶者出産休暇

妻の出産に伴う入退院の付添い等を行う男性職員に与えられる休暇です。

◆育児参加のための休暇

妻の産前産後期間中に、子の養育を行う男性職員に与えられる休暇です。

育児

◎育児休業

子が3歳に達する日まで、休業することができます。

◎育児短時間勤務

小学校就学前の子を養育するために、短い勤務時間で勤務することができます。

◎育児時間

小学校就学前の子を養育するために、1日につき2時間以内で勤務しないことが認められます。

◎保育時間

生後1年未満の子を養育するため、1日2回それぞれ30分以内で勤務しないことが認められます。

◎子の看護休暇

小学校就学前の子の看護のために年5日(子が2人以上の場合は10日)まで休暇を取ることができます。

制度のマークについて

- ◎…男女ともに利用できる制度
- ◇…女性職員のみ利用できる制度
- ◆…男性職員のみ利用できる制度

妊娠・出産 育児・介護共通

◎休憩時間の短縮

通勤時の混雑が妊娠中の職員の負担になる場合、小学校未就学児の養育や小学校等就学児を送迎する場合、要介護者を介護する場合等に、休憩時間を短縮することができます。

介護

◎短期介護休暇

要介護者の介護等のため、年5日(要介護者が2人以上の場合は10日)まで休暇を取ることができます。

◎介護休暇

要介護者の介護のため、最大6か月まで(3回まで分割可)休暇を取ることができます。

◎介護時間

要介護者の介護のため、連続する3年の期間内、1日につき2時間以内で勤務しないことが認められます。

育児・介護共通

◎早出遅出勤務

小学校未就学児の養育や放課後児童クラブ等に通う小学校等就学児の送迎、要介護者の介護のため、勤務時間帯をずらして勤務することができます。

◎深夜勤務の制限

小学校未就学児の養育や要介護者の介護のため、深夜(午後10時から午前5時)勤務を制限することができます。

◎超過勤務の免除

3歳に達するまでの子の養育や要介護者の介護のため、超過勤務をしないことが認められます。

◎超過勤務の制限

小学校未就学児の養育や要介護者の介護のため、超過勤務を制限することができます。

◎フレックスタイム制の特例

小学校6年生までの子の養育や要介護者の介護をする職員は、通常のフレックスタイム制より柔軟な仕組みを利用することができます。

参考情報

- 内閣人事局ホームページにおいても各種情報がご覧になれます。
また、内閣人事局では、イクメンパスポートを作成・公表し、男性職員の育児休業等の取得を促進しています。
http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/jinji_w4.html

※取得を希望する場合は、可能な限り早い時期に上司や人事担当に相談しましょう。

